

国 セーフティネット保証の発動に係る府制度融資の対応

令和2年2月26日
商工労働部

◎ 国のセーフティネット保証発動にあわせ、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」の融資対象者に、セーフティネット保証4号・5号の認定を受けた中小企業を追加する。（※5号については、コロナの影響で売上が減少した中小企業者に限る。）

	大阪府新型コロナウイルス対応緊急資金 (2/17~実施)		
		【実施準備中】 セーフティネット保証4号 (災害・地域を指定)	【実施準備中】 セーフティネット保証5号 (業種のみを指定)
要件	売上が1か月で10%減少 (実績1か月)	売上が3か月で20%減少 (実績1か月+見込2か月)	売上が3か月で5%減少 (実績3か月) *コロナの影響で売上減の中小企業者に限る。
対象業種	全業種	全業種	現指定業種(152業種) +拡大予定業種
融資限度額	2億円(うち無担保8,000万円)	2億円(うち無担保8,000万円)	
金利	1.2%固定	1.2%固定 (現在 金融機関ごと) (*)	1.2%固定 (現在 金融機関ごと) (*)
保証料 (無担保の場合)	0.45~1.9%	0.9%	0.8%
リスク負担	・金融機関 20% ・保証協会 80%	保証協会 100%	・金融機関 20% ・保証協会 80%
実施期間	令和3年3月31日受付分まで	国の指定期間に準じる。 (令和2年3月第1週~9月末(予定))	セーフティネット保証4号の期間に 合わせる

(*) 1.2%よりも低い金利で融資を受けられる企業については、既存制度融資「経営安定資金」(金利:金融機関ごと)の利用も可能